

空知教育センター組合特別会計条例

昭和44年 2 月13日

条 例 第 3 号

(目的)

第1条 この条例は、空知教育センター組合（以下「組合」という。）が設置する特別会計に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に掲げる目的のため設置する。

(1) 空知教育センター組合研修事業特別会計（以下「研修事業特別会計」という。）組合の行う研修事業の円滑な運営とその経理を適正に図る。

(2) 空知教育センター組合研究事業特別会計（以下「研究事業特別会計」という。）組合の行う研究事業の円滑な運営とその経理の適正を図る。

(歳入及び歳出)

第3条 研修事業特別会計においては、研修事業負担金及び付属収入をもってその歳入とし、研修事業費及び一時借入金の利子その他の諸支出をもってその歳出とする。

2 研究事業特別会計においては、研究事業負担金及び付属収入をもってその歳入とし、研究事業費及び一時借入金の利子その他の諸支出をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、昭和44年度から施行する。

附 則

この条例は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 6 月27日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の空知教育センター設置条例の規定、第2条の規定による改正後の空知教育センター組合公告式条例の規定、第3条の規定による空知教育センター組合の議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定、第4条の規定による空知教育センター組合公平委員会設置条例の規定、第5条の規定による空知教育センター組合職員定数条例の規定、第6条の規定による滝川市の条例の準用に関する条例の規定、第7条の規定による空知教育センター組合特別会計条例の規定及び第8条の規定による空知教育センター使用条例の規定は、平成18年 3 月27日から適用する。